

教職第588-2号
令和元年9月27日

各市町村立学校長様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

交通機関の運賃改定に伴う通勤手当の報告について（通知）

日頃より適正な給与支給事務に御協力いただきまして感謝申し上げます。

令和元年10月1日より消費増税に伴う交通機関の運賃改定が行われることによる事務処理については、令和元年9月26日付け教職第585号のとおりですが、運賃改定に伴う通勤手当の給与報告については以下のとおりお願いいたします。

記

1 既に認定されている通勤手当の支給月が10月である場合

10月給与報告時に、小中学校県費事務システムで運賃改定後の定期券等の額での報告を行ってください。（報告例1）

2 既に認定されている通勤手当の支給月が10月以外である場合

支給単位期間が運賃改定日をまたいでいる場合、運賃改定日をまたいだ支給単位期間における最終月の末日をもって変更の事実が生じたものとみなす（みなし事実発生日）ため、その「みなし事実発生日」以後の直近支給月の給与報告時に、小中学校県費事務システムで運賃改定後の定期券等の額での報告を行ってください。（報告例2）

3 複数経路の交通機関で認定されており、支給単位期間がずれている場合

認定されている交通機関が複数あり、その支給単位期間がずれている場合、それぞれの交通機関に係る手当支給月に応じた「みなし事実発生日」以後の直近支給月の給与報告時に、小中学校県費事務システムで各交通機関の運賃改定後の定期券等の額での報告を行ってください。（報告例3）

4 運賃改定前に支給された手当の返納が生じる場合

返納元の手当は運賃改定前に支給されたものであるので、返納額の算出にあたっては運賃改定前の定期券額に基づいて算出する。（報告例4）

«報告例1»

6か月定期（4月、10月支給）の認定を受けている場合

〈通勤認定経路〉



【改定前】 バス 7,744円（IC乗車券：毎月支給）
J R 24,810円（6か月定期：4月・10月支給）

【改定後】 バス 7,880円（IC乗車券：毎月支給）
J R 25,290円（6か月定期：4月・10月支給）

〈通勤手当支給報告 入力要領〉

入力種別 転居・経路変更等

支給開始年月 令和元年10月

普通交通機関1 運賃等相当額 7880円 単位期間 1箇月 直近支給月 10月

普通交通機関2 運賃等相当額 25290円 単位期間 6箇月 直近支給月 10月

〈各月の通勤手当支給額〉

支給月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
バス	7,744	7,880	7,880	7,880	7,880	7,880	7,880	7,880	7,880
J R		25,290						25,290	
合計		33,170						33,170	

↑
(運賃改定に伴う認定)

※ 運賃改定に伴う認定における事実発生日は令和元年10月1日となるので、10月分通勤手当から改定後の定期券等の額での支給となる。

《報告例2》

6か月定期（6月、12月支給）の認定を受けている場合

〈通勤認定経路〉



【改定前】 J R 24,810 円 (6か月定期：6月・12月支給)

【改定後】 J R 25,290 円 (6か月定期：6月・12月支給)

〈通勤手当支給報告 入力要領〉

※12月給与報告で報告

入力種別 転居・経路変更等

支給開始年月 令和元年12月

普通交通機関1 運賃等相当額 25290 円 単位期間 6箇月 直近支給月 12月

〈各月の通勤手当支給額〉

支給月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
J R	24,810						25,290		
合計	24,810						25,290		

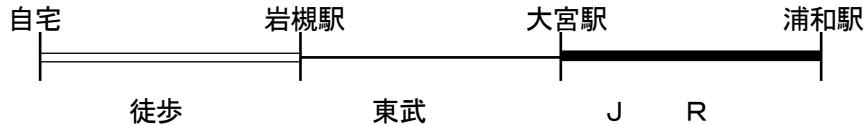
↑
(運賃改定に伴う認定)

※ この場合の運賃改定に伴う認定における事実発生日は、令和元年11月30日（みなし事実発生日）であるので、12月分から改定後の定期券等の額での支給となる。

《報告例3》

支給単位期間がずれている場合

〈 通勤認定経路 〉



【改定前】 東武 43,310 円 (6か月定期: 4月・10月支給)
J R 24,810 円 (6か月定期: 5月・11月支給)

【改定後】 東武 44,070 円 (6か月定期: 4月・10月支給)
J R 25,290 円 (6か月定期: 5月・11月支給)

〈 通勤手当支給報告 入力要領 〉

※ 10月給与報告時

入力種別 転居・経路変更等
支給開始年月 令和元年10月
普通交通機関1 運賃等相当額 44070 円 単位期間 6箇月 直近支給月 10月
普通交通機関2 運賃等相当額 24810 円 単位期間 6箇月 直近支給月 11月

※ 11月給与報告時

入力種別 転居・経路変更等
支給開始年月 令和元年11月
普通交通機関1 運賃等相当額 44070 円 単位期間 6箇月 直近支給月 4月
普通交通機関2 運賃等相当額 25290 円 単位期間 6箇月 直近支給月 11月

〈 各月の通勤手当支給額 〉

支給月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東武	43,310						44,070		
J R		24,810						25,290	
合計	43,310	24,810					44,070	25,290	

(運賃改定に伴う認定)

※ 東武についての運賃改定に伴う認定における事実発生日は、令和元年10月1日である
ので、10月分から改定後の定期券額等の額での支給となる。

J Rについての運賃改定に伴う認定における事実発生日は、令和元年10月31日（み
なし事実発生日）であるので、11月分から改定後の定期券額等の額での支給となる。

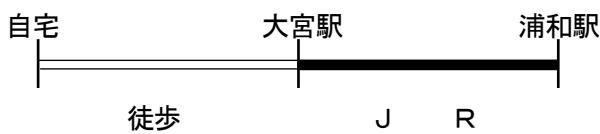
《報告例4》

手当の返納が生じる場合

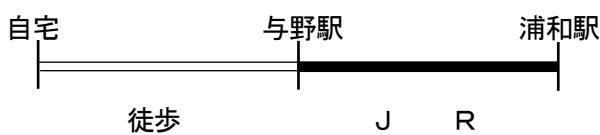
6月に6か月定期の手当が支給済みであるが、10月1日より経路変更

〈 通勤認定経路 〉

◎ 変更前



◎ 変更後



【経路変更前（運賃改定前）】 J R 24,810円（6か月定期：6月・12月支給）

【経路変更後（運賃改定後）】 J R 23,710円（6か月定期：4月・10月支給）

〈 通勤手当支給報告 入力要領 〉

※10月給与報告で支給報告

入力種別 転居・経路変更等

支給開始年月 令和元年10月

普通交通機関1 運賃等相当額 23710円 単位期間 6箇月 直近支給月 10月

※ 運賃改定後の定期券額を報告する。

※10月給与報告で返納報告

返納事由 経路変更

返納事由発生年月日 令和元年10月1日

返納額 4690円

※ 返納元の手当は運賃改定前に支給されたものであるので、返納額は運賃改定前の定期券額に基づいて算出すること。

〈 各月の通勤手当支給額 〉

支給月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
J R	24,810				23,710				
返 納					-4,690				
合 計	24,810				18,680				



(運賃改定に伴う認定)